

第2回 商品情報の取扱いに関する検討会

議事要旨

日時：令和7年10月15日（水）16時30分～18時00分

場所：シグマクシス トレーニングセンター /オンライン会議（Zoom）

議題：

1. 開会
2. 議事
 - (1) 分科会検討状況の報告（株式会社シグマクシス）
 - (2) 意見交換
3. 閉会

議事概要：

- 株式会社シグマクシスより、資料3に基づき、本検討WGまでに実施した分科会での検討内容について説明

【意見交換】

卸A

- ・ 品質管理分科会の検討内容を踏まえ、費用負担についての具体的なガイドラインの記載はどのようなものになるか。
 - 【事務局回答】ガイドライン上、費用負担に関する記載は殆どないと理解いただきたい。品質管理分科会において、当テーマに関する議論は行っておらず、事務局としても具体的な費用負担は商品情報PF事業者が規定するものと考えている。
- ・ バージョン管理については、ガイドライン上でどのような文言を記載するか。
 - 【事務局回答】ガイドライン上、JANコードで一意に識別できるようにあるべき旨記載するが、実態としてJANコードでは一意にならない例は存在する。商品情報PF事業者、及び商品情報登録者/利用者が各々で、世代の管理を行う旨をガイドラインに明記する想定である。
- ・ 下期で予定している情報必要タイミングについての分科会は、卸に対しどのような意見を求めるものになるか。

- 【事務局回答】情報が必要になるタイミングについては、これまでの分科会で小売側に確認済みだが、メーカー側に対する早期登録要請の根拠となる資料のため、改めて卸にも確認を取ったうえで、最終化したいと考えている。

卸 B

- ・ 品質管理分科会のガイドライン素案について、「商品情報の利用者は自社システムの商品情報を速やかに更新する」とあるが、「速やかに」と書いた意図はどのようなものか。
 - 【事務局回答】意図としては、各社のマスタで常に最新の情報が連携されることをイメージして記載をしたが、各社のマスタシステムや実在庫との兼ね合いで、常に最新の情報で更新するわけではないケースがあると理解した。ご意見いただいた通り各社の事情も踏まえ、「速やかに」の文言は修正する。
- ・ バージョン管理について、ガイドラインに「卸売事業者・小売事業者は、GTIN を利用した商品情報の一元管理と自社システムの連携を実施する」と記載があるが、これはどのような意図か。各社にシステムの改修を求めるものになるか。
 - 【事務局回答】必ずしもシステム改修を求めるものではなく、商品情報について同期が取れている状態を実現するための前提条件として記載した。記載の表現について修正する。

小売 A

- ・ 商品情報の登録タイミングについて、現状弊社は 10 週前には商品マスタへの登録をメーカー側をお願いしているが、本ガイドラインが示すルールには 6 週前と記載されている。10 週前から 6 週前に早めることは運用上難しいと考えている。
 - 【事務局回答】食品メーカー等へのヒアリングも踏まえ、正確な商品情報が 10 週前時点では決まっていないケースも勘案し、6 週前と記載させていただいた。但し、この「6 週前」は確定した商品情報の登録に関する最終期限であり、必ずそのタイミングから連携が開始されるということではない。小売側ニーズを踏まえ、ガイドライン上でルールとして設定は行わないが、事務局の見解としてガイドラインの中に記載させていただく。
また、事務局見解に記載している小売への要望については、6 週間より前の“早期共有依頼”ではない。大手小売の商談は発売の 3 か月前に行われるケースが一般的だが、現在よりも商談タイミングを早める動きを避けるべきという意図であり、記載は見直すこととする。

小売 B

- ・ 小売側が欲しい情報はタイミングにより異なる。6 週前に全ての情報が必要とするのではなく、段階的な登録を促すことはできないか。
 - **【事務局回答】** 段階的登録についてはこれまで検討を行ってきたが、メーカー側の運用上難しいと認識している。一方で、小売側に段階的登録の需要があることも把握しており、事務局見解として将来的な段階的登録を目指すよう記載することを想定している。
- ・ ガイドライン上の「6 週前」は登録のタイミングか、登録の期限を指すか、明示すべきと考える。
 - **【事務局回答】** 6 週前は登録のタイミングではなく、登録の最終期限と理解している。資料内での記載についても、解釈が一致するよう修正する。
- ・ データの更新に関して、「取得」の定義が曖昧に感じる。今後、ブラウザ上で商品情報を検索できるようなサービス等の展開を想定した時、閲覧した全て商品について更新通知が行われるようになれば、更新通知の過多により小売側の管理が難しくなる。
 - **【事務局回答】** API 経由で情報のやり取りが行われることを想定して更新機能のイメージ図を作成している。今後の機能拡張も見据え記載は修正する。
- ・ 情報品質の管理について、「1JAN で複数の商品情報が発生するケース」を小売側の責任で管理するのは難しいのではないか。基本的に、商品の仕様が変われば都度 JAN は変わるべきと考えている。
 - **【事務局回答】** 本論点については、GTIN WG 側で議論させていただくが、現状 GS1 が定めている「10 の基準」を厳格化することも含めて、検討を進めたい。

以上